

社会福祉法人つつじ会
石巻蛇田デイサービスセンター
(通所介護・通所型介護サービス)

利 用 契 約 書

目 次

第一章 総則	3
第1条 (契約の目的)	
第2条 (契約期間)	
第3条 (通所介護計画書及び通所型介護サービス計画書の決定及び変更等)	
第4条 (介護保険給付対象のサービス)	
第5条 (介護保険給付対象外のサービス)	
第6条 (運営規程の遵守)	
第二章 サービス利用料金の支払及び変更等	4
第7条 (サービス利用料金の支払及び変更)	
第8条 (利用日の中止、変更及び追加)	
第三章 事業所等の注意義務	5
第9条 (事業所及びサービス従事者の義務)	
第10条 (秘密保持等)	
第11条 (利用者の施設利用上の注意義務等)	
第12条 (利用者の禁止行為)	
第四章 損害賠償 (事業所の義務違反)	6
第13条 (損害賠償責任)	
第14条 (損害賠償がなされない場合)	
第15条 (事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)	
第五章 契約の終了	6
第16条 (契約の終了及び契約終了に伴う援助)	
第17条 (契約者からの契約解除)	
第18条 (事業所からの契約解除)	
第六章 その他	7
第19条 (契約当事者の変更)	
第20条 (苦情処理)	
第21条 (協議事項)	

利用本人契約者 _____

利用代理契約者 _____ (以下「契約者」という。) と社会福祉法人つづじ会石巻蛇田デイサービスセンターが行う通所介護事業所及び介護予防生活支援通所介護事業所 (以下「事業所」という。) は、利用者本人 (以下「利用者」という。) が事業所から提供される通所介護サービス及び介護予防生活支援サービス (以下「通所介護サービス」という。) を受けそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結します。

第一章 総則

(契約の目的)

第1条 事業所は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービス・通所型介護サービスを提供します。

2 事業所が利用者に対して実施する通所介護サービス・通所型介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、重要事項説明書 (以下「重要事項説明書」という。) に定めるとおりとします。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6か月間同じ条件で更新されるものとし以後も同様とします。

2 契約満了日の2日前までに、契約者から事業所に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとします。

(通所介護計画書及び通所型介護サービス計画書の決定及び変更等)

第3条 事業所は、利用者に係る居宅サービス計画書及び通所型介護サービス計画書 (以下「サービス計画書」という。) に基づき利用者の通所介護計画書及び通所型介護サービス計画書別紙1 (その1その2その3) (以下「介護計画書」という。) を作成するものとします。

2 事業所は、前項に掲げるサービス計画書が作成されていない場合は、居宅介護支援事業者及び介護予防生活支援事業所を紹介する等、サービス計画書作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業所は、前第項1項の介護計画書について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定し、これを交付するものとします。

4 事業所は、利用者に係るサービス計画書が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、介護計画書について変更の必要があるかどうかを調査し、その

結果、利用者及びその家族等と協議して、これを変更するものとします。

- 5 事業所は、介護計画書を変更した場合には、変更の都度新たに介護計画書を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象のサービス)

第4条 事業所は、別に定める重要事項説明書第4. 1に基づき、介護保険給付対象のサービスを利用者に対して提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業所は、契約者との合意に基づき、支給限度額を超える通所介護サービスを提供することができます。

- 2 前項の他、事業所は、食事並びに趣味活動等の材料費を介護保険給付対象外のサービスとして提供することができます。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は、契約者が負担するものとします。
- 4 事業所は、第1項及び第2項に掲げる各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(運営規程の遵守)

第6条 事業所は、社会福祉法人つつじ会石巻蛇田デイサービスセンター運営規程（以下「運営規程」という。）にしたがい、必要な職種及び職員数を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 本契約における運営規程については、事業所、契約者ともに遵守するものとし、事業所がこれを変更した場合は、契約者に対して速やかに説明をすることとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービス利用料金の支払及び変更等

(サービス利用料金の支払及び変更)

第7条 利用者は、事業対象者、要支援及び要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受けた場合は、重要事項説明書第4に定める所定の料金を支払うものとします。

- 2 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系等の変更があった場合には、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 3 前各項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他のやむを得ない事由がある場合、事業所は契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 事業所は、契約者が前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用日の中止、変更及び追加)

第8条 契約者は利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしく

は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業所に申し出るものとします。

- 2 契約者が、利用当日又は訪問してからの中止を申し出た場合、もしくは連絡がなく不在の場合は、取消料として食事代分（650円）をいただきます。
- 3 事業所は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第三章 事業所等の注意義務

(事業所及びサービス従事者の義務及び緊急時の対処方法)

第9条 事業所及びサービス従事者は、通所介護サービスの提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全及び確保に配慮するものとします。

- 2 事業所は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員もしくは関係機関と連携し、利用者からの聴取・確認のうえで必要な通所介護サービスを実施するものとします。
- 3 事業所は、社会福祉法人つづじ会消防計画書に基づき、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業所は、利用者に対する通所介護サービス・介護予防・生活支援サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、コピーを交付するものとします。
- 5 事業所は、サービス提供時において、利用者の心身状態に急変が生じた場合は、必要な処置を講ずる、もしくは救急車を要請するとともに家族、居宅介護支援専門員にも速やかに連絡いたします。

(秘密保持等)

第10条 事業所は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

- 2 本事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らさることがないよう、職員との雇用契約において必要な措置を講じております。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ別紙通所介護（介護予防・生活支援）サービス利用契約における個人情報使用同意書により同意をいただきます。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第11条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業所との協議により、施設、設備、の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

第 12 条 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

(1) 決められた場所以外での喫煙

(2) 事業所又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動及び政治活動を行うこと。

第四章 損害賠償（事業所の義務違反）

(損害賠償責任)

第 13 条 事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 14 条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合

(2) 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない自由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業所の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 15 条 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合には、事業所は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第五章 契約の終了

(契約の終了及び契約終了に伴う援助)

第 16 条 利用者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業所は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの契約解除)

第 17 条 契約者は、事業所が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業所が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業所が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業所が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不審行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(事業所からの契約解除)

第 18 条 事業所は、契約者が次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、なお且つ相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が故意又は重大な過失により事業所又もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不審行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第六章 その他

(契約当事者の変更)

第19条 契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることをさだめるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(苦情処理)

第20条 事業所は、社会福祉法人つづじ会苦情解決要綱に基づき、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に際しては、重要事項説明書第5の定めに基づき適切に対応するものとします。

(協議事項)

第21条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、管理者が署名（記名）捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業所　　住 所　　石巻市蛇田字小斎61番地1

事業所名　社会福祉法人　つづじ会
石巻蛇田デイサービスセンター
理事長　　土井　一美

印

利用本人契約者　住 所

氏　　名

印

利用代理契約者　住 所

氏　　名

印

（利用者との関係）

（代筆した理由）

利用家族代表者　住 所

氏　　名

印

（利用者との関係）